

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の第2期中期目標の期間の終了時に 見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の概要

1 業務実績の評価

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、設立団体の長である知事の評価を受けなければならないほか、知事が行う評価の際には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 評価方法

法第25条の規定に基づき、知事が定め、法人に指示した5年間の中期目標の達成に向け、法人が作成した中期計画の実施状況について、知事の附属機関である北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえ、法人から提出された第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績報告書をもとに調査・分析し、評価を行った。

3 評価結果

（1）全体評価

第2期中期目標期間のうち平成27年度から平成29年度における業務実績及び中期目標期間終了時（令和元年度（2019年度））における中期目標の達成見込みについて確認等を行ったところ、Ⅳ評価（達成状況が良好である）が3項目、Ⅱ評価（達成状況が不十分である）が1項目となり、総合的に勘案すると、「概ね良好である」ものと認められる。

（2）項目別評価（主な取組）

① 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 【評価：Ⅳ】

- ・ 研究本部間の連携を促進させ、総合力を発揮する研究をより一層推進するため、研究分野を横断して課題検討できる制度を新たに設けるなど、研究課題検討及び研究課題評価に係る制度改正を行った。

② 業務運営の改善 【評価：Ⅳ】

- ・ 高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、組織体制の見直しを行った。

③ 財務内容の改善 【評価：Ⅳ】

- ・ 年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月の月次決算報告の際に、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。

④ その他業務運営 【評価：Ⅱ】

- ・ 台風災害による被災農地の復旧に関する技術指導や、海底隆起に伴う地すべりに対する災害緊急調査を実施したほか、北海道地域防災計画策定等に向けた北海道防災会議へ地震や火山防災対策の専門委員を派遣した。これらの取組が道の施策立案のほか、災害等の原因解明や復旧事業等に活用された。

4 今後の対応

法人は、評価結果について、法第29条の規定に基づき、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表する。

(参考) 中期目標期間見込評価 項目別評価一覧表

中期計画項目				項目 番号	自己 点検・ 評価	(参考) 年度評価 (平成)			評価委員会 意見		知事評価		
						27	28	29	検証 27-29	項目別 意見	検証 27-29	項目別 評価	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 研究の推進及び成果の普及・活用	(1)研究ニーズへの対応		1	3	A	A	A	3	1	IV	3	
		(2)研究開発の推進	ア 研究の重点化		2	3	A	A	A			3	3
			イ 研究開発の推進方向		3	3	A	A	A			3	3
			((別紙)研究推進項目) 43-59										
			ウ 研究ロードマップ		4	3	A	A	A			3	3
			エ 研究の実施(戦略研究)		5	3	A	A	A			3	3
			エ 研究の実施(重点研究)		6	3	A	A	A			3	3
			エ 研究の実施(経常研究)		7	3	A	A	A			3	3
		エ 研究の実施(外部資金)、数値目標		8	3	A	A	B	3			3	
		(3)研究の評価		9	3	A	A	A	3			3	
	(4)研究成果の発信、数値目標		10	3	A	A	A	3	3				
	(5)研究成果の普及、数値目標		11	3	A	A	A	3	3				
	2 知的財産の有効活用	(1)知的財産の管理、数値目標		12	3	A	B	A	3	3			
		(2)知的財産の利活用促進、数値目標		13	3	A	A	A	3	3			
	3 総合的な技術支援	(1)技術相談、技術指導等の実施、数値目標		14	3	A	A	A	3	3			
		(2)依頼試験、設備使用等の実施、数値目標		15	3	A	A	A	3	3			
		(3)建築性能評価、構造計算適合性判定の実施		16	3	A	A	A	3	3			
		(4)担い手の育成支援		17	3	A	A	A	3	3			
	4 連携の推進	(1)外部機関との連携、数値目標		18	3	A	A	A	3	3			
		(2)行政機関との連携		19	3	A	A	A	3	3			
5 広報機能の強化、数値目標			20	3	A	A	A	3	3				
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営の基本的事項		21	3	A	A	A	3	3				
	2 組織体制の改善		22	3	A	A	A	3	3				
	3 業務の適切な見直し	(1)事務処理の改善		23	3	A	A	A	3	3			
		(2)道民や利用者からの意見把握と改善		24	3	A	A	A	3	3			
	4 人事の改善	(1)職員の意欲等の向上		25	3	A	A	A	3	3			
(2)人材の採用、育成		26	3	A	A	A	3	3					
第3 財務内容の改善	1 財務の基本的事項	(1)透明性の確保		27	3	A	A	A	3	3			
		(2)財務運営の効率化		28	3	A	A	A	3	3			
	2 多様な財源の確保	(1)外部資金、(2)知的財産収入、(3)依頼試験収入		29	3	A	A	A	3	3			
	3 経費の効率的な執行	(1)経費の執行		30	3	A	A	A	3	3			
(2)管理経費の節減		31	3	A	A	A	3	3					
4 資産の管理			32	3	A	A	A	3	3				
第4 その他業務運営	1 施設及び設備の整備、活用	(1)施設等の維持管理		33	3	A	A	A	3	3			
		(2)施設等の整備		34	3	A	A	A	3	3			
	2 法令の遵守		35	2	B	A	B	2	2				
	3 安全管理		36	2	B	B	A	2	2				
	4 情報セキュリティ管理		37	2	A	B	A	2	2				
	5 社会への貢献		38	3	A	A	A	3	3				
	6 災害等の対応	(1)災害発生時等の対応		39	3	A	S	A	3	3			
		(2)災害等に関連した調査・研究		40	3	A	A	A	3	3			
7 情報公開		41	3	A	A	A	3	3					
8 環境への配慮		42	3	A	A	A	3	3					

※年度評価は、29年度より評価委員会から知事へ変更

(別紙) 研究推進項目における法人の自己点検・評価結果

研究推進項目	項目 番号	年度評価 (平成)			見込 評価
		27	28	29	
総合力を発揮して取り組む研究の推進方向	43-46	A	A	A	3
1 農業に関する研究の推進方向					
(1)豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の推進	47	A	A	A	3
(2)環境と調和した持続的農業の推進	48	A	A	A	3
(3)地域の特色を生かした農業・農村の振興	49	A	A	A	3
2 水産に関する研究の推進方向					
(1)地域を支える漁業の振興	50	A	A	A	3
(2)水産物の安全性の確保と高度利用の推進	51	A	A	A	3
(3)自然との共生を目指した水産業の振興	52	A	A	A	3
3 森林に関する研究の推進方向					
(1)地域の特性に応じた森林づくり及びみどり環境の充実	53	A	A	A	3
(2)林業の健全な発展及び森林資源の循環利用の推進	54	A	A	A	3
(3)技術力の向上による木材関連産業の振興	55	A	A	A	3
4 産業技術に関する研究の推進方向					
(1)持続可能な地域づくりを支える産業の振興	56	A	A	A	3
(2)成長力を持った力強い食関連産業の振興	57	A	A	A	3
5 環境及び地質に関する研究の推進方向	58	A	A	A	3
6 建築に関する研究の推進方向	59	A	A	A	3

評価基準

<年度評価>

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上 (S、Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満 (B、Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断する。)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

<検証>

評価基準	判断の目安
4 中期計画の水準に既に達している。	29年度末時点で、中期計画の水準以上の取組を実施
3 中期計画の取組を順調に実施している。	29年度末時点で、中期計画の水準には達していないが、中期計画達成に向けた取組を実施
2 中期計画の取組が順調とはいえない。	中期計画の実施に当たって課題などがあり、29年度末時点では不十分
1 中期計画の取組を実施していない。	計画自体の見直し等が必要であり、実質的に未実施

<項目別評価>

評価基準	判断の目安
V 中期目標の達成状況が非常に優れている。	知事が特に認める場合
IV 中期目標の達成状況が良好である。	中期計画の評価が全て3以上の場合
III 中期目標の達成状況が概ね良好である。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
II 中期目標の達成状況が不十分である。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
I 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある。	知事が特に認める場合

※ 評価に当たっては、上記3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断した。